

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	始良市 児童手当法における児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、児童手当法における児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

始良市長

## 公表日

令和3年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務													
①事務の名称	児童手当法における児童手当又は特例給付の支給に関する事務												
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行う。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <table border="0"><tr><td>① 手当申請相談受付事務</td><td>・所得情報、住基情報の閲覧</td></tr><tr><td>② 手当認定業務</td><td>・書類審査、加入年金照会、所得情報、住基情報、結果通知</td></tr><tr><td>③ 手当支給業務</td><td>・手当支給、差止、債権管理</td></tr><tr><td>④ 手当額改定・消滅業務</td><td>・書類審査、住基情報、結果通知</td></tr><tr><td>④ 現況届事務</td><td>・現況届受付、審査、認定、結果通知</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>・印刷物印字</td></tr></table>	① 手当申請相談受付事務	・所得情報、住基情報の閲覧	② 手当認定業務	・書類審査、加入年金照会、所得情報、住基情報、結果通知	③ 手当支給業務	・手当支給、差止、債権管理	④ 手当額改定・消滅業務	・書類審査、住基情報、結果通知	④ 現況届事務	・現況届受付、審査、認定、結果通知	⑤ その他	・印刷物印字
① 手当申請相談受付事務	・所得情報、住基情報の閲覧												
② 手当認定業務	・書類審査、加入年金照会、所得情報、住基情報、結果通知												
③ 手当支給業務	・手当支給、差止、債権管理												
④ 手当額改定・消滅業務	・書類審査、住基情報、結果通知												
④ 現況届事務	・現況届受付、審査、認定、結果通知												
⑤ その他	・印刷物印字												
③システムの名称	・Acrocity住民基本 ・総合福祉WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・鹿児島県電子申請共同運営システム												
2. 特定個人情報ファイル名													
児童手当台帳													
3. 個人番号の利用													
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第44条各号												
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携													
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>												
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二の74の項、75の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条</p>												
5. 評価実施機関における担当部署													
①部署	保健福祉部 子どもみらい課												
②所属長の役職名	子どもみらい課長												
6. 他の評価実施機関													
なし													
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求													
請求先	保健福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111												
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ													
連絡先	保健福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111												

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

